

令和3年度
市町村公営企業
決算の概要

令和4年 11月30日
沖縄県企画部市町村課

【資料目次】

・市町村公営企業決算のまとめ	1
1 事業数	2
2 職員数	3
3 決算規模	4
4 全体の経営状況	5
5 料金収入	6
6 企業債現在高	7
7 他会計繰入金	8
・地方公営企業関係用語説明	9

※各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合があります。

令和3年度市町村公営企業決算のまとめ

(1) 事業数 ⇒P2

- 事業数は、前年度比1事業増の124事業である。(会計数は102会計)
- 事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、その他事業となっている。
- 法非適用企業から法適用企業への移行は1事業となっている。

(2) 職員数 ⇒P3

- 職員数は、前年度比2人増(0.2%)の1,110人となっている。
- 事業別にみると、水道事業が最も多く、次に下水道事業、交通事業となっている。

(3) 決算規模⇒P4

- 令和3年度決算規模は、前年度比29億円減(△3.2%)の878億円となっている。
- 事業別にみると、水道事業が最も多く、次いで下水道事業、その他事業となっている。

(4) 全体の経営状況⇒P5

- 黒字事業数は、115事業であり、全体の92.7%を占めている。
- 総収支は、前年度比10億円増(23.6%)の54億円となっている。

(5) 料金収入の状況⇒P6

- 料金収入は、前年度比40億円減(△8.1%)の451億円となっている。
- 事業別にみると、水道事業が最も高く、69.8%を占めている。

(6) 企業債現在高の状況 ⇒P7

- 企業債現在高は、前年度比24億円減(△1.8%)の1,307億円となっている。
- 事業別にみると、下水道事業が最も多く、全体の67.9%を占めている。

(7) 他会計繰入金 ⇒P8

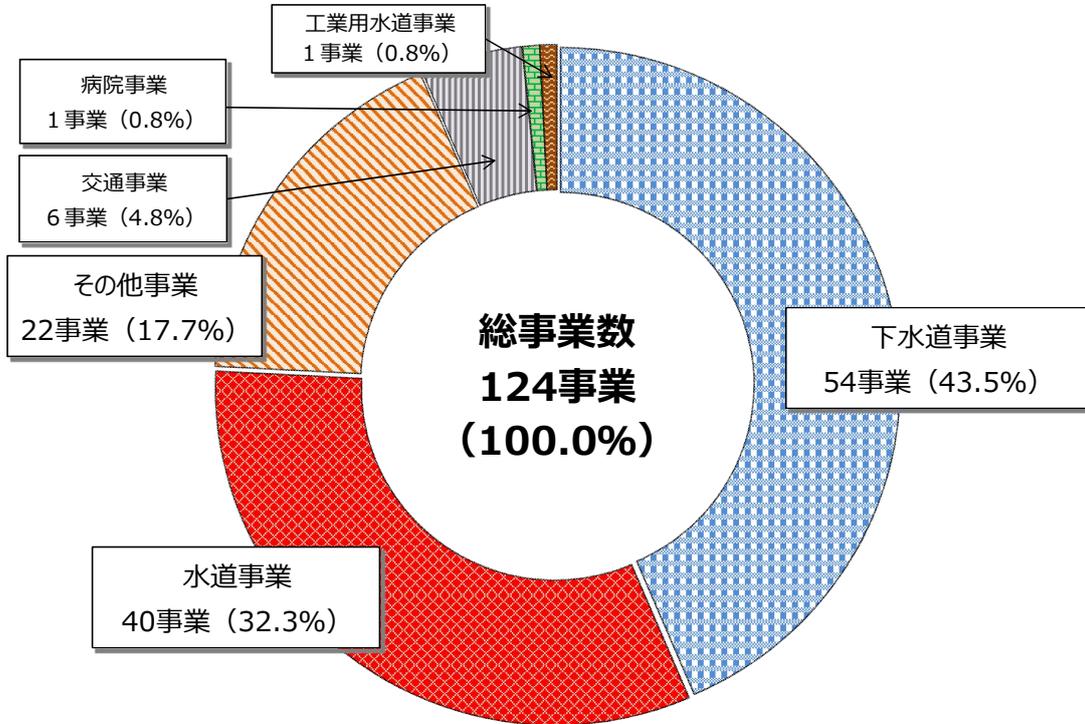
- 他会計繰入金(一般会計等の負担)は、前年度比3億円増(2.3%)の117億円となっている。
- 事業別にみると、下水道事業が最も多く、全体の77.9%を占めている。

(注) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

1. 事業数

- ・令和3年度末現在の事業数は、前年度比1増の124事業である。(会計数は102会計)
- ・令和3年度の新規事業は、名護市下水道事業(農業集落排水事業)である。
- ・事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、その他事業となっている。

地方公営企業の事業数の状況



法適用企業 : 公営企業のうち地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用しているもの
 法非適用企業 : 公営企業のうち地方公営企業法の規定を適用していないもの

地方公営企業の事業数の推移

(単位: 事業、%)

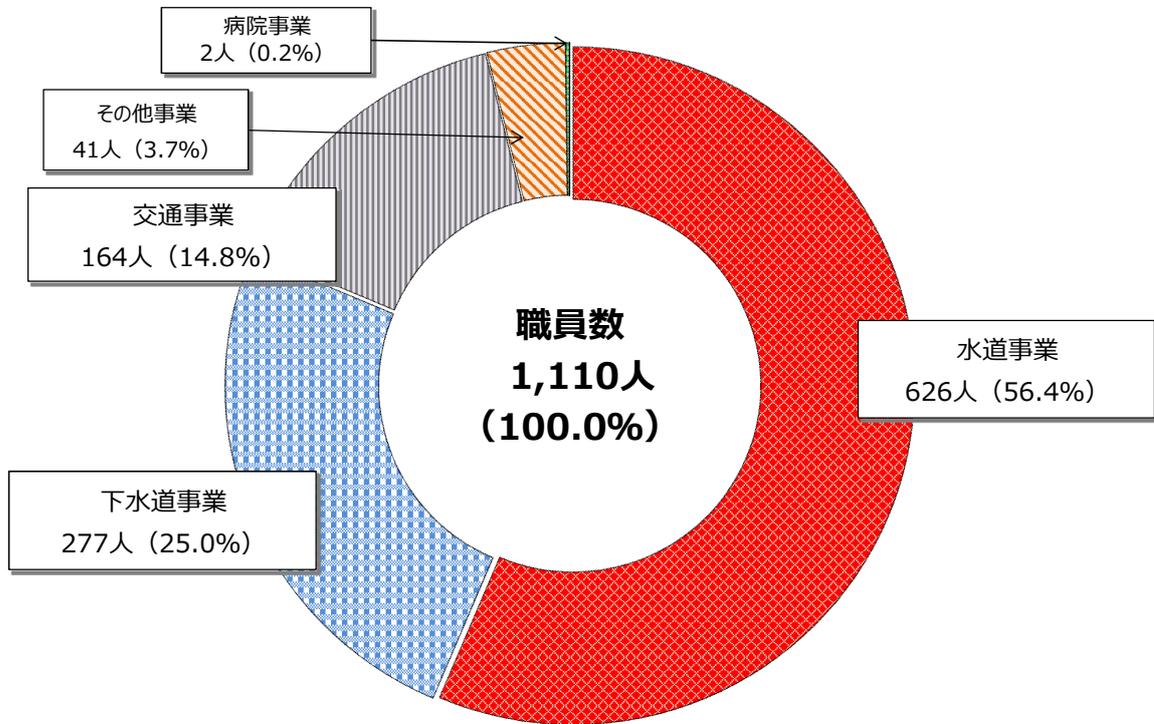
区分 事業名	H29	H30	R1	R2	R3	対前年度比較		(参考) 対平成29年度比較	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	増減数 (E)-(D)	増減率 ((E)-(D))/(D)	増減数 (E)-(A)	増減率 ((E)-(A))/(A)
水 道	40 (14)	40 (14)	40 (14)	40 (14)	40 (14)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
工 業 用 水 道	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	0 (-)	0.0 (-)	0 (-)	0.0 (-)
交 通	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
病 院	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	0 (-)	0.0 (-)	0 (-)	0.0 (-)
下 水 道	52 (50)	52 (49)	53 (40)	53 (27)	54 (27)	1 (0)	1.9 (0.0)	2 (△23)	3.8 (△46.0)
そ の 他	23 (23)	22 (22)	22 (22)	22 (22)	22 (22)	0 (0)	0.0 (0.0)	△1 (△1)	△4.3 (△4.3)
合 計	123 (91)	122 (89)	123 (80)	123 (67)	124 (67)	1 (0)	0.8 (0.0)	1 (△24)	0.8 (△26.4)

- (注1) () は、事業数のうち、法非適用事業の数値である。
 (注2) 下水道事業は、簡易下水道事業を含んだ数値である。
 (注3) 交通事業は、離島地域における航路船舶事業である。
 (注4) その他事業の内訳は、地域開発事業、港湾整備事業、その他観光事業である。
 (注5) 地方独立行政法人(那覇市立病院)は含めていない。
 (注6) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

2. 職員数

- ・職員数は、前年度比2人増（1.8%）の1,110人である。
 - ・事業別にみると、水道事業が最も多く、次に下水道事業、交通事業となっている。
- なお、過去5年間の推移をみると、平成29年度比212人（23.6%）の増となっている。

地方公営企業の職員数の状況



地方公営企業の職員数の推移

(単位：人、%)

区分 事業名	H29 (A)	H30	R1	R2	R3 (C)	対前年度比較		(参考) 対平成29年度比較	
						増減数 (C) - (B)	増減率 $\frac{(C) - (B)}{(B)}$	増減数 (C) - (A)	増減率 $\frac{(C) - (A)}{(A)}$
水道	531 (25)	523 (24)	513 (24)	643 (29)	626 (28)	△ 17 (△ 1)	△ 2.6 (△ 3.4)	95 (3)	17.9 (12.0)
工業用水道	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	* (-)	0 (-)	- (-)
交通	139 (91)	144 (91)	142 (91)	149 (93)	164 (104)	15 (11)	10.1 (11.8)	25 (13)	18.0 (14.3)
病院	2 (-)	2 (-)	2 (-)	2 (-)	2 (-)	0 (-)	0.0 (-)	0 (-)	0.0 (-)
下水道	200 (148)	198 (134)	221 (110)	276 (28)	277 (31)	1 (3)	0.4 (10.7)	77 (△ 117)	38.5 (△ 79.1)
その他	26 (26)	27 (27)	28 (28)	38 (38)	41 (41)	3 (3)	7.9 (7.9)	15 (15)	57.7 (57.7)
合計	898 (290)	894 (276)	906 (253)	1,108 (188)	1,110 (204)	2 (16)	0.2 (8.5)	212 (△ 86)	23.6 (△ 29.7)

(注1) ()は、職員数のうち、法非適用事業の数値である。

(注2) 水道事業は、簡易水道事業を含んだ数値である。

(注3) 交通事業は、離島地域における航路船舶事業である。

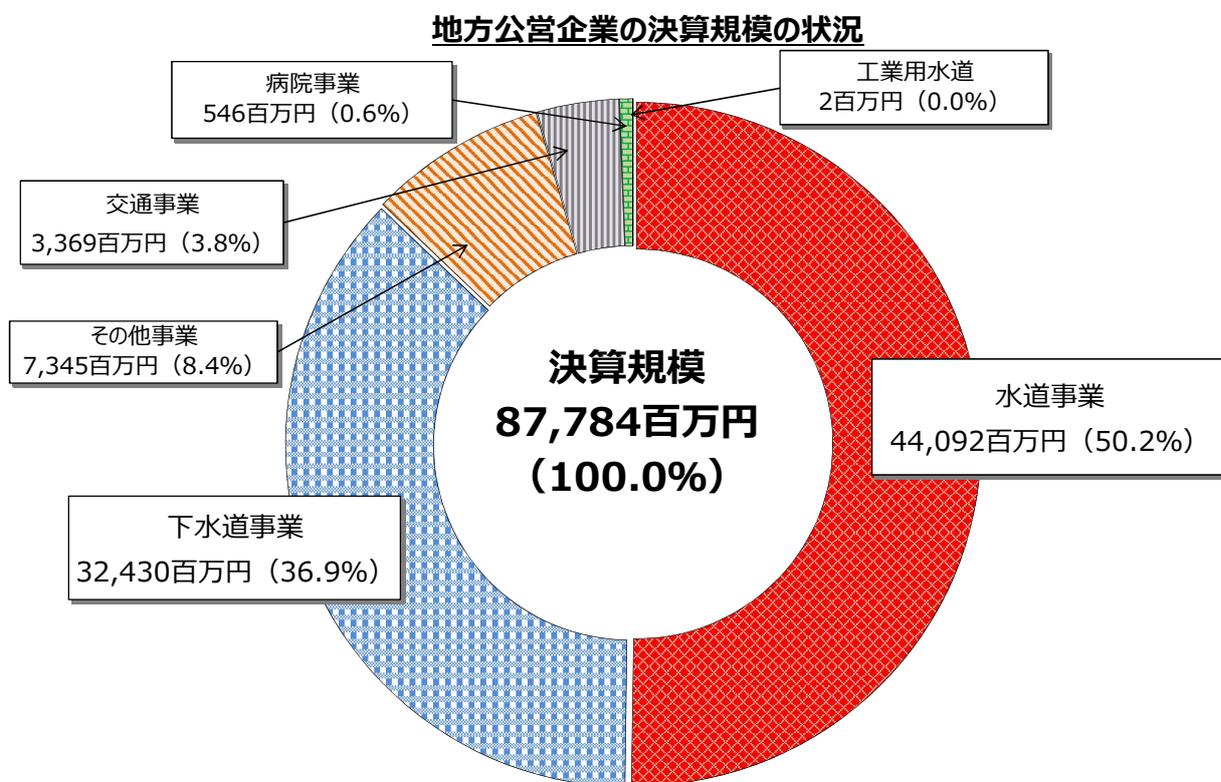
(注4) その他事業の内訳は、地域開発事業、港湾整備事業、その他観光事業である。

(注5) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

(注6) 地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い「会計年度任用職員制度」が創設されたことから、令和2年度の職員数から会計年度任用職員を含んでいる。

3. 決算規模

- ・令和3年度決算規模は、宅地造成事業における保留地処分金の積み立ての減等により、前年度比2,865百万円減（△3.2%）の87,784百万円となっている。
- ・事業別にみると、水道事業が最も多く、次いで下水道事業、その他事業となっている。



地方公営企業の決算規模の推移

(単位：百万円、%)

区分 事業名	H29 (A)	H30	R1	R2	R3 (C)	対前年度比較		(参考) 対平成29年度比較	
						増減額 (C) - (B)	増減率 (C) - (B) / (B)	増減額 (C) - (A)	増減率 (C) - (A) / (A)
水道	42,025 (2,519)	42,227 (1,898)	41,388 (2,467)	43,652 (3,281)	44,092 (2,510)	440 (△ 771)	1.0 (△ 23.5)	2,067 (△ 9)	4.9 (△ 0.4)
工業用水道	2 (-)	1 (-)	2 (-)	1 (-)	2 (-)	1 (-)	100.0 (-)	0 (-)	0.0 (-)
交通	2,991 (1,909)	3,756 (2,519)	5,230 (4,120)	5,404 (2,589)	3,369 (2,205)	△ 2,035 (△ 384)	△ 37.7 (△ 14.8)	378 (296)	12.6 (15.5)
病院	396 (-)	364 (-)	372 (-)	396 (-)	546 (-)	150 (-)	37.9 (-)	150 (-)	37.9 (-)
下水道	27,681 (21,507)	27,311 (19,413)	27,435 (14,557)	29,270 (4,080)	32,430 (4,020)	3,160 (△ 60)	10.8 (△ 1.5)	4,749 (△ 17,487)	17.2 (△ 81.3)
その他	5,985 (5,985)	4,695 (4,695)	5,409 (5,409)	11,925 (11,925)	7,345 (7,345)	△ 4,580 (△ 4,580)	△ 38.4 (△ 38.4)	1,360 (1,360)	22.7 (22.7)
合計	79,080 (31,919)	78,353 (28,524)	79,835 (26,552)	90,649 (21,875)	87,784 (16,081)	△ 2,865 (△ 5,794)	△ 3.2 (△ 26.5)	8,704 (△ 15,838)	11.0 (△ 49.6)

(注1) () は、決算規模のうち、法非適用事業の数値である。

(注2) 水道事業は、簡易水道事業を含んだ数値である。

(注3) 交通事業は、離島地域における航路船舶事業である。

(注4) その他事業の内訳は、地域開発事業、港湾整備事業、その他観光事業である。

(注5) 決算規模の算出は次のとおりとした。

法適用企業 : 総費用(税込み) - 減価償却費 + 資本的支出

法非適用企業 : 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

(注6) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

4. 全体の経営状況

- ・ 公営企業全体の経営状況について、黒字事業数は、115事業であり、全体の92.7%を占めている。
- ・ 赤字事業数は9事業となっている。
- ・ 公営企業全体の総収支額は、水道事業における料金収入等の増等により、前年度比1,032百万円増の5,413百万円の黒字となっている。
- ・ 内訳として、法適用企業が4,445百万円、法非適用企業が968百万円となっている。

全体の経営状況

(単位：事業、百万円)

区分	R2			R3			増減 (B - A)		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字事業数	49 (87.5%)	64 (95.5%)	113 (91.9%)	50 (87.7%)	65 (97.0%)	115 (92.7%)	1	1	2
黒字額	4,105	610	4,714	4,598	1,019	5,617	493	409	902
赤字事業数	7 (12.5%)	3 (4.5%)	10 (8.1%)	7 (12.3%)	2 (3.0%)	9 (7.3%)	0	△1	△1
赤字額	△247	△86	△333	△154	△51	△204	93	35	128
総事業数	56	67	123	57	67	124	1	0	1
収支	3,857	524	4,381	4,445	968	5,413	588	444	1,032

(注1) 独立行政法人化した事業(1事業)は含まれない。

(注2) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

(注3) ()は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

全体の経営状況(事業別総収支額)

(単位：百万円、%)

区分 年度	法適用企業			法非適用企業			合計		
	R2 (A)	R3 (B)	増減額 (B) - (A)	R2 (C)	R3 (D)	増減額 (D) - (C)	R2 (E)	R3 (F)	増減額 (F) - (E)
水道	2,822	3,278	456	78	115	37	2,901	3,393	492
工業用水道	2	1	△1	-	-	-	2	1	△1
交通	△192	22	214	23	183	160	△169	205	374
病院	△3	△24	△21	-	-	-	△3	△24	△21
下水道	1,229	1,168	△61	99	141	42	1,327	1,308	△19
その他	0	0	0	323	529	206	323	529	206
合計	3,857	4,445	588	524	968	444	4,381	5,413	1,032

(注1) 水道事業は、簡易水道事業を含んだ数値である。

(注2) 交通事業は、離島地域における航路船舶事業である。

(注3) その他事業の内訳は、地域開発事業、港湾整備事業、その他観光事業である。

(注4) 総収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、算出は次のとおりとした。

法適用企業：営業損益 + 営業外損益 + 特別損益

法非適用企業：形式収支 - 翌年度に繰越すべき財源

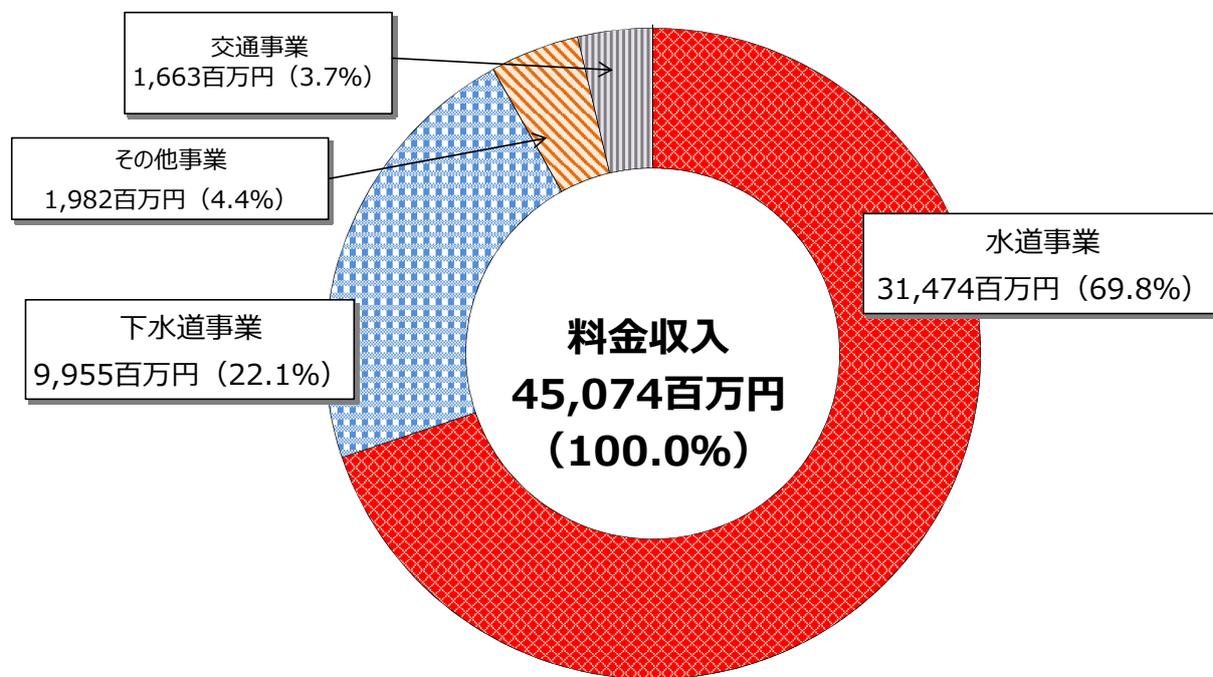
※形式収支 = (総収益 - 総費用) + (資本的収入 - 資本的支出) - 積立金 + 前年度からの繰越金 - 前年度繰上充用金 + 収益的収支に充てた地方債 + 収益的収支に充てた他会計借入金

(注5) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

5. 料金収入

- ・ 料金収入は、宅地造成事業における保留地処分金の減等により、前年度比3,997百万円減（△8.1%）の45,074百万円となっている。
- ・ 総収益に占める料金収入の比率は、前年度比2.5ポイント減の65.9%となっている。
- ・ 事業別にみると、水道事業が最も高く、69.8%の割合を占めている。

地方公営企業の料金収入の状況



地方公営企業の料金収入の状況（対前年度比較）

(単位：百万円、%)

区分 年度 事業	法適用企業			法非適用企業			合計			
	R2 (A)	R3 (B)	増減額 (B) - (A)	R2 (C)	R3 (D)	増減額 (D) - (C)	R2 (E)	R3 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 ((F) - (E)) / (E)
水道	29,749 (83.4)	30,828 (85.7)	1,079	642 (60.4)	646 (64.3)	4	30,391 (82.7)	31,474 (85.1)	1,083	3.6
工業用水道	0 (0.0)	0 (0.0)	0	- (-)	- (-)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0	*
交通	565 (48.9)	586 (39.9)	21	1,030 (46.0)	1,077 (53.0)	47	1,595 (46.9)	1,663 (47.6)	68	4.3
病院	0 (0.0)	0 (0.0)	0	- (-)	- (-)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0	*
下水道	9,188 (41.5)	9,289 (40.9)	101	698 (45.9)	666 (45.2)	△32	9,886 (41.8)	9,955 (41.1)	69	0.7
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0	7,198 (87.6)	1,982 (57.4)	△5,216	7,198 (87.6)	1,982 (57.4)	△5,216	△72.5
合計	39,502 66.6	40,702 (67.3)	1,200	9,569 (73.4)	4,372 (54.9)	△5,197	49,071 (68.4)	45,074 (65.9)	△3,997	△8.1

(注1) 水道事業は、簡易水道事業を含んだ数値である。

(注2) 交通事業は、離島地域における航路船舶事業である。

(注3) その他事業の内訳は、地域開発事業、港湾整備事業、その他観光事業である。

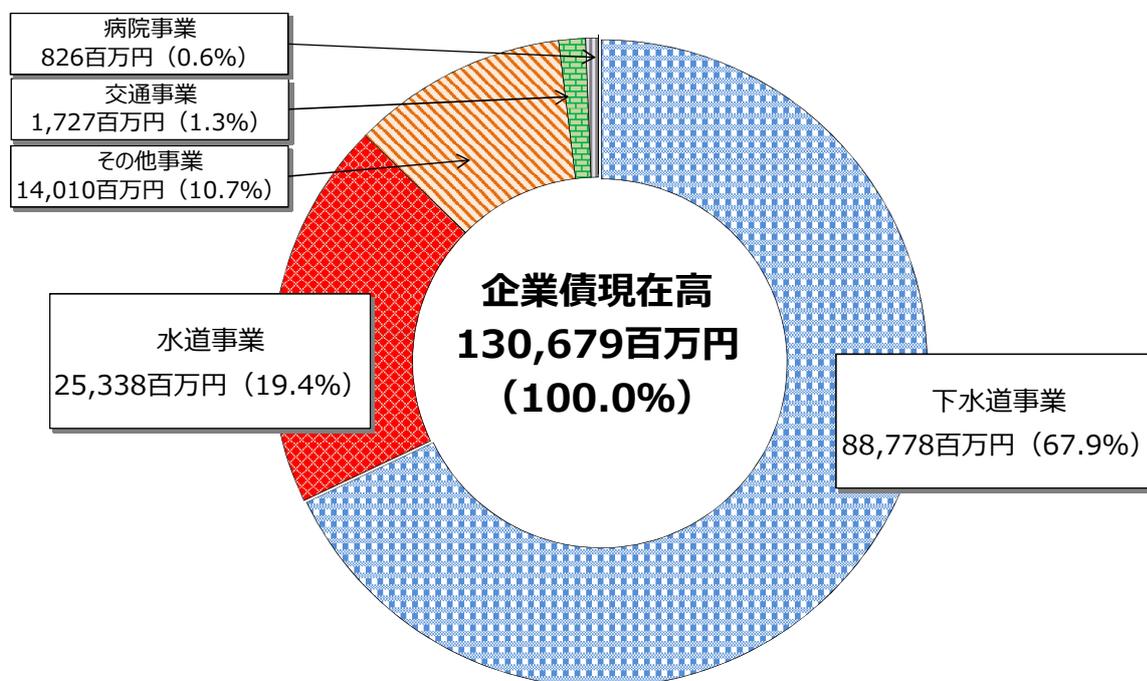
(注4) () 内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

(注5) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

6. 企業債現在高

- ・企業債現在高は、下水道事業における地方債償還額の増等により、前年度比2,447百万円減（△1.8%）の130,679百万円となっている。
- ・過去5年間の推移をみると、平成29年度比14,403百万円（△9.9%）の減少となっている。
- ・事業別にみると、下水道事業が最も多く、全体の67.9%の割合を占めている。

企業債事業別現在高の状況



企業債事業別現在高の推移

(単位：百万円、%)

区分 事業名	H29 (A)	H30	R1	R2	R3 (C)	対前年度比較		(参考) 対平成29年度比較	
						増減額 (C) - (B)	増減率 ((C) - (B)) / (B)	増減額 (C) - (A)	増減率 ((C)-(A)) / (A)
						(B)	(B)	(A)	(A)
水道	32,258 (4,751)	29,844 (4,714)	27,986 (4,673)	26,977 (5,164)	25,338 (5,197)	△ 1,639 (33)	△ 6.1 (0.6)	△ 6,920 (446)	△ 21.5 (9.4)
工業用水道	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	*	0 (-)	*
交通	1,497 (998)	1,538 (1,113)	1,581 (1,217)	1,712 (1,410)	1,727 (1,486)	15 (76)	0.9 (5.4)	230 (488)	15.4 (48.9)
病院	972 (-)	895 (-)	816 (-)	736 (-)	826 (-)	90 (-)	12.2 (-)	△ 146 (-)	△ 15.0 (-)
下水道	98,787 (82,677)	95,607 (74,729)	93,349 (54,673)	90,960 (10,110)	88,778 (6,984)	△ 2,182 (△ 3,126)	△ 2.4 (△ 30.9)	△ 10,009 (△ 75,693)	△ 10.1 (△ 91.6)
その他	11,567 (11,567)	11,426 (11,426)	11,162 (11,162)	12,740 (12,740)	14,010 (14,010)	1,270 (1,270)	10.0 (10.0)	2,443 (2,443)	21.1 (21.1)
合計	145,082 (99,993)	139,311 (91,983)	134,894 (71,725)	133,126 (29,424)	130,679 (27,678)	△ 2,447 (△ 1,746)	△ 1.8 (△ 5.9)	△ 14,403 (△ 72,315)	△ 9.9 (△ 72.3)

(注1) () は、企業債事業別現在高のうち、法非適用事業の数値である。

(注2) 水道事業は、簡易水道事業を含んだ数値である。

(注3) 交通事業は、離島地域における航路船舶事業である。

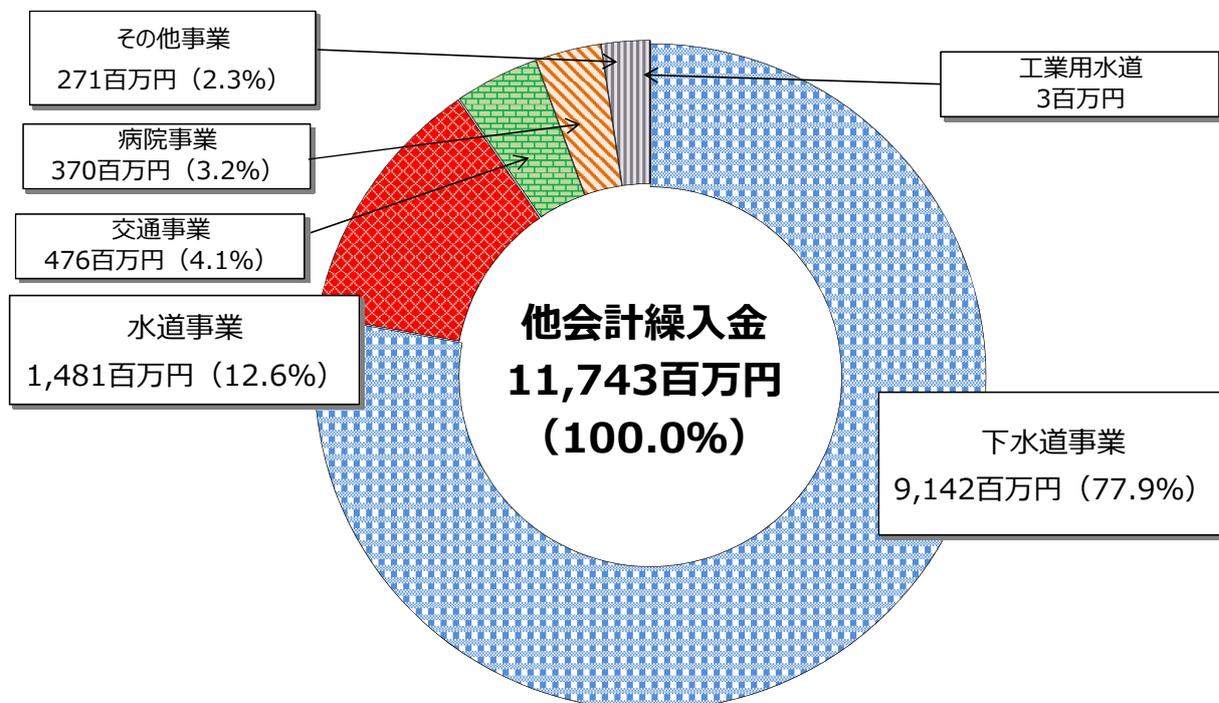
(注4) その他事業の内訳は、地域開発事業、港湾整備事業、その他観光事業である。

(注5) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

7. 他会計繰入金

- ・ 他会計繰入金は、下水道事業における営業活動に対する一般会計からの繰入金の増等により、前年度比260百万円増（2.3%）の11,743百万円となっている。
- ・ 事業別にみると、下水道事業が最も多く、全体の77.9%の割合を占めている。
- ・ 収益的収入への繰入金は、前年度比328百万円増の8,218百万円、資本的収入への繰入金は、前年度比68百万円減の3,526百万円となっている。

地方公営企業への他会計繰入金の状況



地方公営企業への他会計繰入金の状況（対前年度比較）

（単位：百万円、%）

区分 年度	収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合計			
	R2 (A)	R3 (B)	増減額 (B) - (A)	R2 (C)	R3 (D)	増減額 (D) - (C)	R2 (E)	R3 (F)	増減額 (F) - (E)	増減率 (F) - (E) / (E)
水道	868 (382)	669 (321)	△199 (△ 61)	645 (382)	812 (514)	167 (132)	1,513 (764)	1,481 (835)	△32 (71)	△ 2.1 (9.3)
工業用水道	3 (-)	3 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	3 (-)	3 (-)	0 (-)	0.0 (-)
交通	322 (185)	461 (280)	139 (95)	33 (4)	15 (0)	△18 (△ 4)	354 (190)	476 (280)	122 (90)	34.5 (47.4)
病院	256 (-)	255 (-)	△1 (-)	115 (-)	115 (-)	- (-)	371 (-)	370 (-)	△1 (-)	△ 0.3 (-)
下水道	6,387 (774)	6,796 (778)	409 (4)	2,253 (632)	2,346 (594)	93 (△ 38)	8,640 (1,406)	9,142 (1,372)	502 (△ 34)	5.8 (△ 2.4)
その他	54 (54)	35 (35)	△19 (△ 19)	547 (547)	237 (237)	△310 (△ 310)	601 (601)	271 (271)	△330 (△ 330)	△ 54.9 (△ 54.9)
合計	7,890 (1,396)	8,218 (1,414)	328 (18)	3,593 (1,566)	3,526 (1,345)	△68 (△ 221)	11,483 (2,962)	11,743 (2,758)	260 (△ 203)	2.3 (△ 6.9)

（注1）（ ）は、他会計繰入金のうち、法非適用事業の数値である。

（注2）水道事業は、簡易水道事業を含んだ数値である。

（注3）交通事業は、離島地域における航路船舶事業である。

（注4）その他事業の内訳は、地域開発事業、港湾整備事業、その他観光事業である。

（注5）繰入金とは、公営企業会計に対し、事業運営に関する財源の補てん等、又は建設投資等にかかる一般会計負担である。

（注6）各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

【参考資料】地方公営企業関係用語説明

法適用企業	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。</p> <p>【当然適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部適用事業：7事業 水道事業、工業用水道、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業 ・財務規定等適用事業：1事業 病院事業 <p>【任意適用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意適用事業： その他の事業については、条例により任意に法の全部又は一部（財務規定等）を適用することができる。一般に、経常的経費の70～80%程度を料金等の経常的収入で賄うことのできる事業。 	
法非適用企業	<p>地方公営企業法を適用していない事業 （地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。）</p> <p>※なお、地方公営企業決算状況調査においては、官庁会計による歳入歳出を法適用企業に準じて区分し、経常的な経営収支を収益的収支として、また、建設改良費、地方債償還金及びこれに対応する財源等を資本的収支として表示している。</p>	
決算規模(支出)	<p>当該年度の現金ベースでの支出額を表す。</p> <p>法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金</p>	
法適用関係	収益的収入・支出	<p>その期の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行われる。</p> <p>収益的収入：①サービスの提供の対価としての料金収入を主体とする「営業収益」 ②受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」 ③固定資産売却益・過年度損益修正益等の「特別利益」</p> <p>収益的支出：①サービスの提供に要する人件費・物件費等の「営業費用」 ②支払利息等の「営業外費用」 ③固定資産売却損・臨時損失・過年度損益修正損等の「特別損失」及び「予備費」</p>
	資本的収入・支出	<p>効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入。</p> <p>資本的収入：企業債、固定資産売却代金（売却益は除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金収入が予定されるもの 資本的支出：建設改良費、企業債償還金（元金）、他会計からの長期借入金償還金等、費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするもの</p>
	総収支(純損益)	<p>法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。 なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。 ※法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。 ＝総収益（＝営業収益＋営業外収益＋特別利益）－総費用（＝営業費用＋営業外費用＋特別損</p>
	経常収支(経常損益)	<p>経常収益（＝営業収益＋営業外収益）－経常費用（営業費用＋営業外費用）</p>
	累積欠損金	<p>法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積したものをいう。 累積欠損金は、経常費用に占める資本費（減価償却費及び支払利息）の比率の高い事業において増大する傾向がある。 このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失（赤字）額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、累積欠損金が多い事業においては、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められる。</p>
法非適用関係	収益的収支 資本的収支	<p>法非適用企業について、歳入及び歳出の状況を法適用企業の経理に準じて収益的収支と資本的収支に区分したもの</p>
	形式収支	<p>＝（総収益－総費用）＋（資本的収入－資本的支出）－積立金＋前年度からの繰越金 －前年度繰上充用金＋収益的収支に充てた地方債＋収益的収支に充てた他会計借入金</p>
	実質収支	<p>法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。 ＝形式収支－翌年度に繰越すべき財源</p>
	繰上充用金	<p>地方自治法施行令第166条の2によって前年度歳入が歳出に不足し、当該年度の歳入を繰り上げて充てた額</p>